

むつみ会館施設利用規程

第1条 むつみ会館の利用者は、この規程の定めるところにより、原則として、睦町町内会会員とする

但し、町内会員以外の者が利用を希望する場合は、別段に定める規定により処理するものとする。

第2条 利用に供する施設は、次のとおりとする。

- (1) 大ホール 1室
- (2) 和室（東側）（西側） 2室
- (3) 湯沸室及びそれらに付随する諸設備並びに備品
- (4) 駐車場

第3条

- 1 会館を利用しようとする者は、別段に定める様式より、使用申込書を管理責任者に提出し、その許可の承認を受けなければならない。
- 2 使用申込書は、管理責任者に常備してある。

第4条 会館の利用者は、次の各号の定めた事項を厳守しなければならない、

- (1) 建物及び器具、備品等を汚損しないこと。
- (2) 建物、施設、備品等を破損若しくは滅失した場合は、理由のいかんを問わず利用者において、速やかにその損害を賠償することとする。
- (3) 火気には、特別に注意を払うこと。
- (4) 会館（建物）内では喫煙しないこと。
- (5) 秩序風俗を守り、他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 伝染性疾患及びその疑いのある者の入室使用を禁止する。

第5条 町内会主催の緊急使用が発生した場合は、事前に使用許可の承認を受けてあっても、その使用許可を取り消すことがあります。

第6条

- 1 会館敷地内に、自動車等を駐車する場合は別段に定めた駐車料金を別途納入していただきます。
但し、トラック等に類する自動車の駐車はお断りします。なお、駐車中において、破損及び盗難等の被害一切についての責任はおりません。
- 2 駐車時間は、会館利用時間内とする。

第7条 この施設利用規程に定めのない事項については、管理委員会協議の上、速やかに処理するものとする。

以上

附則 この規程は、平成2年4月30日から施行する。

改正 令和2年4月4日

令和2年4月4日

むつみ会館管理委員会